

熊本県における土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域

令和 7 年（2025 年）8 月 1 日現在

1 要措置区域

台帳 整理番号	指定年月日	指定番号	所在地	面積	基準に適合していない 特定有害物質の種類
※1					

2 形質変更時要届出区域

台帳 整理番号	指定年月日	指定番号	所在地	面積	基準に適合していない 特定有害物質の種類	施行規則第 58 条第 5 項第 10 号から 第 13 号までのうち該当するもの
H22-002	平成 23 年 2 月 4 日	指-002	熊本県山鹿市方保田 534-1 の一部	640m ²	水銀及びその化合物	該当なし
H24-003	平成 24 年 6 月 15 日	指-005	熊本県宇土市三拾町字野原町 169 番 1、170 番 1171 番 1、172 番 1 及び 172 番 2 並びに吉町田 222 番 1 及び 223 番 1 の各一部	7,482m ²	ふっ素及びその化合物	第 10 号(自然由来特例区域) ^{※2}
H25-001	平成 25 年 9 月 20 日	指-006	熊本県荒尾市大島町 1731 番 1 の一部	約 20,000m ²	ふっ素及びその化合物	第 12 号(埋立地管理区域) ^{※3}
H25-002	平成 26 年 3 月 7 日	指-007	熊本県宇土市三拾町 100 番 1	16,347m ²	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	第 10 号(自然由来特例区域) ^{※2}
H25-003	平成 26 年 3 月 14 日	指-008	熊本県水俣市ひばりヶ丘 46 番 1 の一部	3,189m ²	鉛及びその化合物	該当なし
R01-001	令和元年(2019 年) 12 月 20 日	指-009	熊本県八代市新港町四丁目 8 番 1 の一部	4,651m ²	砒素及びその化合物	第 11 号(埋立地特例区域) ^{※4}

台帳 整理番号	指定年月日	指定番号	所在地	面積	基準に適合していない 特定有害物質の種類	施行規則第 58 条第 5 項第 10 号から 第 13 号までのうち該当するもの
R03-001	令和 3 年(2021 年) 7 月 9 日	指-011	熊本県宇土市築籠町字道下221番1、同番3、北段 原町字庄部230番1、築籠町字庄部233番1、馬之 瀬町字庄部459番1、555番2の各一部	24,372 m ²	六価クロム化合物、シアン 化合物、砒素及びその化 合物、水銀及びその化 合物、鉛及びその化合物、ふ っ素及びその化合物、ほう 素及びその化合物	該当なし
R04-001	令和 4 年(2022 年) 9 月 16 日	指-012	熊本県八代市三楽町参号9番2の一部	736 m ²	鉛及びその化合物	該当なし
R04-002	令和 4 年(2022 年) 10 月 25 日	指-013	熊本県宇土市築籠町字道下221番1、同番3、同番 6、同番6地先水路、北段原町字庄部230番1、同番 2、築籠町字庄部233番1、馬之瀬町字庄部555番 2、同番5、北段原町字島ノ内229番1、同番2の各一 部	9,201 m ²	シアン化合物、水銀及びそ の化合物、鉛及びその化 合物、砒素及びその化 合物、ふっ素及びその化 合物、ほう素及びその化合物	該当なし
R06-002	令和 7 年(2025 年) 1 月 31 日	指-015	熊本県宇土市北段原町字庄部230番2の一部	50 m ²	水銀及びその化合物	該当なし
R07-001	令和 7 年(2025 年) 8 月 1 日	指-016	熊本県宇土市北段原町字庄部230番1、築籠町字庄 部233番1、馬之瀬町字庄部459番1、555番2及び 555番2地先の各一部	4,241 m ²	シアン化合物、水銀及びそ の化合物、鉛及びその化 合物、砒素及びその化 合物、ふっ素及びその化合物	該当なし

※1 現在、熊本県内（熊本市を除く）には要措置区域はありません。

※2 自然由来特例区域：汚染状態が専ら自然由来と認められる区域。

※3 埋立地管理区域：公有水面埋立法による埋立地又は干拓地であり、都市計画法による工業専用地域内の区域。

※4 埋立地特例区域：公有水面埋立法による埋立地又は干拓地であり、汚染状態が専ら当該造成時の水面埋立て用材料に由来すると認められる区域。

○ 熊本市の要措置区域等については、熊本市ホームページをご覧ください。

○ 熊本県の要措置区域等の台帳の閲覧場所は以下のとおりです。

熊本県熊本市中央区水前寺 6 丁目 18-1 熊本県環境生活部環境局環境保全課（新館 5 階） 電話 096-333-2271